

平成 22 年 5 月 20 日現在

研究種目：基盤研究（C）
研究期間：2007～2009
課題番号：19510266
研究課題名（和文）近代エジプト議会の歴史的展開に関する研究－議会議事録を資料として
研究課題名（英文）Historical Development of Parliament in Modern Egypt
研究代表者
池田 美佐子（IKEDA MISAKO）
名古屋商科大学・外国語学部・教授
研究者番号：80321024

研究成果の概要（和文）：

本研究では、1 世紀以上にわたる近代エジプト議会の展開について、おもに議会議事録を資料とし、その議会議事録と議会機能の発展に注目して考察したものである。議会議事録の分析では、初期の段階から逐語的に議事が記録されており、立憲君主制期議会の議事録はきわめて精緻に議事録の編纂が行われたことを明らかにした。議会の機能については、初期の議会は諮問機関であったものの、限定的ながら近代議会の諸機能を有しており、立憲君主制期の議会では、独立性の高い議会に発展した。さらに、時代の政治環境と議会の活動や機能との密接な関係も明らかとなった。

研究成果の概要（英文）：

This research aims to explore the development of parliament in modern Egypt since the middle of the nineteenth century, particularly focusing on the development of parliamentary records and parliamentary functions. Regarding parliamentary records, the speeches of parliamentary members were recorded word for word even in the earliest period and parliamentary records during the monarchical period show its high level of editorial skills. Although early parliaments were basically consultative bodies, they were endowed with limited but various functions that characterize modern parliament. Parliament in the monarchical period possessed almost full legislative power. It is also found that the functions and activities of parliament in Egypt were closely related to political environment of the time.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007 年度	500,000	150,000	650,000
2008 年度	500,000	150,000	650,000
2009 年度	500,000	150,000	650,000

年度			
年度			
総計	1500,000	450,000	1950,000

研究分野：複合新領域

科研費の分科・細目：地域研究・地域研究

キーワード：西アジア、中東、エジプト、議会

1. 研究開始当初の背景

冷戦終結前後より世界的な広がりをみせた民主化の潮流は、中東にも波及した。しかし、中東における民主化は他の地域と比較するときわめて限定的であり、さらに近年のイスラーム政治勢力の台頭により、文化的な見地から中東におけるリベラルな民主化の可能性が否定的に論じられる傾向もある。このような見方に対し、本研究では、中東の中心国の一つであるエジプトにおける議会の歴史的展開に注目し、19世紀半ばから1世紀以上にわたる議会主義の経験を、おもに議会議事録を通して実証的に明らかにすることを目的とした。ここでは特にその歴史的過程を、議会議事録および議会機能の分析によって解明し、これによって議会の内的発展と、それにともなって展開する政治権力と議会の関係を考察した。

議会資料に基づく中東の議会研究は、本報告者も参加した科学研究「アラビア文字圏近現代データベース形成の手法の研究」、および東洋文庫の科研・特定奨励研究の「議会主義の展開と立憲体制の比較研究」が唯一の先行研究であり、これは国際的にも先端研究といえる。エジプト国内での研究では、議会は政治史の中で、政府、政党、国王、海外勢力（イギリス）などと並んで1つの政治アクターとして扱われるか、あるいは議会選挙結果などの現状分析にとどまり（Mahmud Mutawalli 1980, Yunan Labib Rizq 1991、Sami Mahran 2000など）、議会の発展的観点から議会議事録の分析や、議会機能の分析に特化した研究はあまりない。欧米におけるエジプトの議会研究も、同じく政治史や比較議会研究に限られている（Jacob Landau 1953, Abdo Baaklini 1999など）。

2. 研究の目的

今回の研究では、これまでの研究成果をふまえ、近代エジプト議会の歴史的展開をマクロに解明する。まずは、エジプト近代議会であるイスマール期議会（1866年～79年）、ウラービー期議会（1881-82年）、イギリス軍

事占領期の議会（1883年～1914年）、立憲君主制期議会（1924年～52年）、1952年革命後の国民議会、人民議会の議会議事録の所在の確認や関連資料の収集を行い、さらに2次資料や議事録以外の一次資料によって、議会の成立と活動背景を分析した。

これを踏まえて、さらに議事録と議会機能の分析を行なった。議会議事録の分析では、会期、巻、セッションごとの構成、内容、掲載の方法を明らかにし、目次、付録資料、索引などがある場合は、その様式と内容を分析した。議会分析においては、立法権や予算審議権を中心とした機能と権限およびその実際の運用を解明し、与えられた権限のなかで、議会が政治権力に対してどのように関わっていったかを考察した。

3. 研究の方法

議会議事録や他の一次資料の確認や収集については、国内においては主に東京大学の東洋文化研究所および国会図書館において、エジプトのカイロにおいては、国立図書館やアメリカ大学図書館で実施した。また、さらに、エジプトでは、最新の議会研究関係の研究書、研究論文を調査し、収集した。

各議会議事録の分析に入る前に、二次資料で議会の活動についての先行研究を整理し、さらに他の一次資料を加えて、議会をとりまく政治環境および議会の成立と展開を把握した。確認や入手した資料および2次資料などによる暫定的な議会研究をもとに、議会議事録と議会の分析に着手した。

議事録の分析では、まず、議会の全体の流れを理解するために議会日程表を作成し、さらに各会期、巻、セッションにおける議事録の掲載内容、掲載の仕方、構成を分析した。目次、付録資料、索引についても、その様式と内容を明らかにした。

議会分析においては、議会の機能と権限に焦点をあて、さらにその運用の分析を開始した。特に立法、予算審議においてどの程度の権限が与えられ、それをどのように行使した

かを検討した。その他、委員会制度や質問制度がある場合はその権限も明らかにした。

最後に、議事録についてはその編集や構成の変遷をたどり、とくに前時代の議事録から継承、発展していった部分、あるいは新しい時代になって新規に追加された部分を考察した。議会分析の結果からは、とくに議会の機能の権限の変遷に焦点をあて、同様に前時代から継承、発展したものと各時代の議会に特有の機能を検討した。

4. 研究成果

① 資料の確認および収集

本研究においては、エジプト議会議事録を中心に研究を進めるため、まずは議会議事録の所在とアクセスの確認および収集を前提とした。100年以上に及ぶエジプト議会議事録はきわめて膨大で、しかもアクセスが容易でないため、実質的にどの程度研究で使用できるか確認した。すべてのエジプト議会議事録はエジプト議会図書館に所蔵されているが、入館許可の取得が煩雑で難しく、しかも2008年のエジプト議会の火災によってさらにアクセスは難しくなった。したがって、各図書館に分散している資料の所在の確認から始めた。最初のイスマール期およびウラービー期の議会議事録の原本へのアクセスはできなかったが、イスマール期の初年(1866年)の議会から1873年までは議会議事録が解説とともに刊行されており、これは入手できた。イギリス占領期の議会議事録は、以前から東洋文化研究所で所蔵が確認できていた1884年から1908年分以外には確認できなかった。立憲君主制期の議事録は上記の東洋文化研究所の全体の80%が所蔵されているほか、アメリカ大学およびカイロ歴史学協会でも一部が所蔵されている。国民議会および人民議会の議事録についてもアメリカ大学で一部が所蔵されていた。以上議事録については、部分的なアクセスに甘んじなければならないことがわかった。

この欠陥を補うために、各議会の議会法に焦点をあてる必要があると考え、その収集にとりかかった。これについては、法令集やエジプト議会関係の資料集から収集を行った。とくに立憲君主制期までのエジプト議会関連のさまざまな資料をまとめた Muhammad Khalil Subhi, Ta'rikh al-Hayat al-Niyabiyya fi Misr (vols. 4, 5 6 and Supple. of vol. 5 & 6)を見つけ、その現存分の複写ができたことは収穫であった。その結果、議会法についてはほぼすべての議会のものを入手することができた。

そのほか、とくにイギリス占領期の議会については、イギリス当局による議会の設立や当局との議会とのかかわりを知ることが議会

の発展と活動を知る上で重要と考え、イギリスのParliamentary Papersから関係の領事報告書の収集を行った。さらに、立憲君主制期の議会の機能を詳細に解説した当時の下院職員著書の発見も大きな収穫であった。

② 議会をめぐる予備研究

議会議事録を中心とした議事録と機能の分析を行うまえに、各議会の概観と当時の政治環境との関連を把握するために、二次資料および議事録以外の一次資料を用いた予備研究を進めた。これについては、とくにイスマール期およびウラービー期の議会およびイギリス占領期の議会について行った。

イスマール期議会については、ヘディーヴの諮問機関にもかかわらず、議会法がすでに明文化され、ここからその後続く議会への第一歩を踏み出したことが伺われる。1879年には列強の進出に対するエジプトの民族主義の高揚とともに、議会は活発に活動をおこない、財政問題を中心に英仏の影響力下にあった政府と対峙したことが明らかとなった。同年ヘディーヴにより、さらに権限を拡大した新しい議会法も獲得していた。同様に、ウラービー期の議会においても、民族運動の一翼を担い、国内の予算権の獲得を争点とし、82年2月にはそれが実現された。

1882年9月のイギリスによるエジプト占領によって、ウラービー期の議会は消滅したが、占領直後にイギリス政府から派遣されたダファリン卿は、議会の設立を決定し、翌年5月にはエジプト組織法が制定された。占領期の議会の性格を明らかにするために、ダファリン卿による本国政府への報告書および書簡を資料として、議会設立の意図と経緯をたどった。なんら制約のない場合、ダファリン卿は「インド総督による専制的手腕」による統治を望み、それによってエジプトの改革は効率よく達成できると確信していたが、イギリス本国のグラッドストーン内閣は当初イギリス軍の早期撤退を希望していたと同時に、エジプトにおけるリベラルな制度の発展を牽引する何らかの議会の設置を構想していた。また、その背後にはこの方針を支持するイギリスの根強い自由主義的な世論が控えていた。このような条件のもとに彼が最終的に構想した制度は、イギリス代表(Agent)による強力な指導下にある立法機能のない諮問機関としての議会の設立であった。

イギリス占領期の議会の活動については、在カイロのイギリス総領事の年次報告を中心にその展開を暫定的に概観した。初期の10年あまりは議会の活動は鈍かったが、次第に

法案の修正案を積極的に提出するようになり、また予算問題において政府案に批判の声を上げるようになった。さらに、1907年から数年間、国内の反英運動と連動して、憲法制定の要求やスエズ運河利権問題で政府に対して強力に圧力を与える存在となった。

③ 議会議事録の発展

1866年より79年まで続いた最初の議会であるイスマーイール期の代表諮問議会の議事録は初年度（厳密には68年）より73年までの第2議会までの議事録が2巻に分けて刊行されている。最初の議会の議事録であるため、議事録の掲載は各会議の簡単な見出しと発言者別の発言内容が記されているのみである。しかし、発言がすべて網羅されているかは判断できないものの、少なくとも議事の要約でなく、すでに発言者とその内容が逐語的に記録されていることは注目に値する。また、刊行本では、各会議の議事録のほか、議会の議決内容、議員名、委員会の構成などの情報もある。また、会議中に読み上げられた国家予算や決算の具体的数値も記されており、財政に関する研究資料としても活用できるであろう。

ウラービー期の議会議事録は入手できなかったが、イギリス占領期の議会（立法諮問議会）の議会議事録については、1883年から1908年までの6巻（1巻につき2段組みで約400頁）閲覧は可能であった。各会議の発言者の発言内容が逐語的に記載されているのは以前と同じだが、イスマーイール期の議会の議事録に比べ、1日の記載量が圧倒的に多くなっているのは大きな違いである。これは議事録記載の技術の進歩のほかに、法体系の整備、議会活動そのものの拡大と深化も理由であろう。議会活動の中心は法案の審議であるが、議事録には法案の原案と議会の委員会での修正案の対比、さらに議会での修正案が詳しく記載されている。場合によっては、委員会の報告や政府による法案の覚書も含まれている。さらに、同期にみられる議事録の大きな進化は、年単位の目次が議事録の年度末に記載されていることである。通し番号に続いて、日付、頁数、審議内容の要約が表となっており、研究者にとってはきわめて有益である。

第1次世界大戦後の1922年に名目上の独立を達成したエジプトは、翌年に憲法を制定し、24年より上院と下院からなる議会が開催された。約30年続いた上院と下院議会の議事録は上院が約85冊、下院が約65冊からなり、一冊につき平均数百ページだが、1000頁以上

の巻も少なくない。この時期の議会議事録はきわめて精緻に編纂されており、現代の中東地域の議会議事録と比べても数段優れたレベルのものであると言ってよいであろう。この議事録の大きな特徴は、索引がきわめて充実していることである。上院に関しては、4種類の索引がある。一つめは、「議会機能別索引」で、法案、質問、問責質問、委員会、予算など議会のさまざまな機能が大項目としてアルファベット順に記載されている。各大項目はさらに中項目・小項目に別けられている場合がある。二つめの索引は、「アルファベット項目索引」で、議会で扱われるあらゆる項目がアルファベット順に記載されている。残りの2つの索引は、「請願の索引」と「付録の索引」である。前者は、国民から議会に送られ、議会の本会議で取り上げられた請願の索引である。「付録の索引」は、付録巻の索引で、付録の番号順に記載され、各付録の議事を担当した委員会の報告書の提出日、委員会名、議事内容、該当頁が示されている。下院の索引は一種類のみで、あらゆる項目がアルファベット順に記載されている。この索引には、上院議事録で説明した最初の3つの索引の一つにしたもので、議会機能や請願の索引もこの中に組み込まれている。議事録の構成については、1年ごとの単位である「会期」が議事録では数巻に分冊され、通常会とは別に臨時会の巻もあり、巻末ごとあるいは会期の最後に索引が続く。

議事録の最小単位は、一日ごとの議事録で、その単位は「会議」と呼ばれ、会議の議事録の初めには目次があり、これによってその日の大まかな議事が把握できるようになっている。目次に続き、議員の出欠に関する記載があり、続いて前回の「会議」の議事録の承認が行われ、本題に入っていく。議事録においては以前の議事録と同じく、すべての発言者の名前と発言内容が書かれ、発言どおりに記載されている。

1952年以降の議会議事録の分析は予定どおりに進まなかった。しかし、立憲君主制期の議会までの議事録の分析で明らかになったことは、初期の段階から逐語的な議事の記録がなされていたこと、議会が経験を蓄積していくとともに、議事録編纂の経験と技術が踏襲されていったこと、さら次第に付録や目次など新しい工夫も加わっていき、議会が刷新されるたびに、議事録が飛躍的に進化していったことなどであった。

④ 議会の機能と権限

イスマーイール期の議会では、最初に「議

会基本法」と「議会組織法」が制定され、それによって機能や権限が規定された。基本法に見られる大きな特長は、ヘディエーヴ・イスマール期の決定的な権限である。議会には国内問題の議案に対する議決権はあるが、最終的な判断はイスマールにあるとされた。とくに組織法では、開院演説やそれに対する議員の返答、議員の資格審査、投票方法、議員特権、委員会の設置など具体的な規定が列挙され、形式においては、ヨーロッパ近代議会の体裁が模倣された。とりわけ注目に値するのは、議会内の委員会の設置である。議会での議案審議のまえに、専門委員会の内容が整理されて本会議に提出されるという方法がすでに規定されている。イスマール期議会の最終年である79年は英仏の力によるイスマールのヘディエーヴ退任という政治変動の年であったが、イスマールの退任の直前に議会はより大きな権限をもつ「代表議会」となった。前議会との違いは、政府の法案はすべて議会に提出され議会はそれを議決すること、議会在法案に反対し政府との妥協案が出せない場合は、議会は解散され新しい選挙が実施されること、国家予算は議会に提出され、新課税や増税については議会の承認を必要とした。さらに請願の受理と審議、政府への問責質問の権限も与えられた。しかし、この議会はきわめて短命あり、実質的な活動はなかった。

1881年のウラービーらの政権下で成立した「代表議会」では、79年の「議会基本法」を修正した新しい「議会基本法」が翌年82年の2月に制定された。このときの基本法の原案は79年の議会基本法より権限が縮小されたもので、議会での審議ではとくに国家予算についての規定が焦点となったが、最終的にオスマン朝への朝貢や対外債務関係以外の予算については議会に提出され、閣僚と同数の議員が採決することになった。両者の意見が対立し賛否が同数になった場合は議会在解散され、選挙後の新しい議会在再び旧議会在の意見に賛成した場合は、議会在の意見が有効となった。他の法案にもこの原則が適用された。その他には、議会在は法案の提出はできないが、政府の提出の要請はできるようになった。

1882年のイギリス占領期の議会在は、イギリス政府の意向によって設立された基本的に議決権のない諮問機関であり、前議会との継続性はない議会在である。この期の議会在は「立法諮問議会」と2年に一度程度開催される「大会議」の二つであり、ともに1883年5月に制定された「エジプト組織法」でその権限

が規定された。立法諮問議会については、行政関係の法律や法令は同議会在の審議を経なければ公布できず、議会在の意見が採用されない場合は、政府は理由を提示しなければならなかった。また議会在は法案や法令の提出を政府に促すことができた。さらに、国民からの請願を処理することができ、朝貢や公的債務以外の予算についても議会在での審議が必要であった。また、大臣は議会在に出席し、必要に応じて答弁を行うことも規定された。「大会議」に付与された大きな権限は、新課税についての議決権であった。これがこの時期の議会在に与えられた唯一の議決権である。また同議会在は、経済、行政、財政に関して自由に意見の表明ができ、その意見が採用されない場合、政府はその理由を提示しなければならなかった。

1923年憲法下で開催された上院と下院の議会在の権限は、憲法および各議会在個別に採択された議会在法において規定されている。この時期は国政を担う国王に比較的大きな権限があり、議会在が可決した法案を差し戻す権利や下院の解散権が国王には付与されたが、同期の議会在は、今日に至るまでのエジプト議会在のなかで、最も議会在の独立性が高く、与えられた権限についても最も大きい議会在であるといえる。同議会在の最大の権限は、議会在には国王とともに与えられた立法権と法案提出権、大臣に対して質問や問責質問を行う権利のほか、内閣は下院に対して責任を負うため、下院が内閣不信任を可決すれば、内閣は辞職しなければならなかった。

以上、近代エジプト議会在の権限を概観したが、最初のイスマール期からイギリス占領期の議会在までは、基本的に諮問機関であり、拘束力のある議決権はほとんど有していなかった。しかし、諮問機関であっても、限定的ながら近代議会在の諸機能を有し、また議員らは議会在運営の過程でそれらの機能を確実に習得していった。ときに外部の政治運動と連動して立憲運動の中核を担い、権限を発揮して政府と対抗し、さらに権限の拡大を要求する姿が明らかとなった。立憲君主制期の議会在は、国王からの制約はあり、実際の国内政治はきわめて不安定であったが、議院内閣制のもとに、独立性の高い立法権をもつ議会在であり、エジプトが20世紀中葉において、このような議会在を経験したことは再認識する必要がある。

1952年以降の議会在の権限の考察や議会在の権限の実際の運用の検証は今後の課題となるが、以上のように、約1世紀にわたるエジプト議会在は最初の諮問機関に与えられた限定

的な権限の議会から、第一次世界大戦後においてはきわめて独立性の高い議会へと発展したことがわかった。それとともに、議会の実際の活動は民族運動の高揚など国内の政治環境に左右され、それによって議会の活動や政治での役割、さらに権限の付与も変化することも見えてきたといえる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 1 件)

- ① 池田美佐子 「イギリス占領期におけるエジプト議会の成立：「ダファリン報告」を中心として」『Cross Culture (光陵女子短期大学紀要)』25、2009、1-15.

[学会発表] (計 3 件)

- ① Misako Ikeda “The Establishment of the Local Consultative Bodies in Egypt under British Occupation: An Analysis of Dufferin Paper,” Tunisia-Japan Symposium on Society, Science and Technology (TJASSST10), Hammamet, Tunisia, November 12, 2009.
- ② 池田美佐子 「エジプトの「リベラルな時代」(1923-1952)における言論活動とイスラーム」宗教と政治のインターフェイス研究会(南山大学)、2008年10月16日。
- ③ Misako Ikeda “Parliamentary Records and Historical Research,” Tunisia-Japan Symposium on Society, Science and Technology (TJASSST8), Sousse, Tunisia, October 30, 2007.

[図書] (計 2 件)

- ① Misako Ikeda “Debating over Land Reform: Egypt in the Late Parliamentary Era, 1945-1952,” in Development of Parliamentarism in Modern Islamic World, Sato Tsugitaka ed., Tokyo: Toyo Bunko, 2009, 25-58.
- ② Eiji Nagasawa and Misako Ikeda, A Guide to Parliamentary Records in Monarchical Egypt, Tokyo: Toyo Bunko, 2007, 179pp+CD-ROM.

6. 研究組織

(1) 研究代表者

池田 美佐子 (IKEDA MISAKO)

名古屋商科大学・外国語学部・教授